

卒業論文

中国連邦制に関する議論の検討

名前：範 明敬

学籍番号:J138201

目次

はじめに

第一章 アメリカ型連邦制

第二章 中国連邦制論の起源

第三章 なぜ人民共和国建国時に連邦制は採用されなかったのか

第一節 新たな中国の国家体制：中国化されたマルクス主義

第二節 新たな中国の政治体制：人民代表大会制度

第四章 嚴家其の「連邦中国」構想

第一節：中国政権将来の行方

第二節：現在中国政治体制の三つの弊害

第三節：連邦制を創設する必要性

第四節 連邦制は地区発展多様性の中国を創造する

第五節 連邦中国の政治体制

第六節 各メンバー邦の境界線について

第七節 連邦中国の議会制

第八節 国家の行政管理

第九節 分権と均衡

第十節 香港、台湾問題

第十一節 連邦制と香港基本法憲章及び台湾の平和統一問題

第十二節 中国近代の民主化になる障害

第五章 中国大陸は国民の民主運動に対する反応

天安門事件・六・四事件

終わりに

はじめに

中国共産党は建国して以来、その独裁体制や人権問題、社会制度に関して欧米を中心とする国際社会に批判されている。中国は一党支配としてすべての国家権力は共産党が掌握している。その共産党を掌握しているのは少数の党エリートである。したがって、国家権力は少数の人々により掌握されていることが世界に知られており、独裁政権として批判されている。

近年では、チベットの独立運動、香港で民主化を要求する雨傘運動、台湾独立運動(本省人による運動)などの民主化要求運動が発生している。中華人民共和国政府(以下、中国政府)の対応から見ると、現在の政治制度は民主的な香港や台湾の政治とは合致しない。1997年、香港はイギリスの植民地として100年間の租借が期限を迎えた。中国とイギリスは一国二制度を条件として香港は返還された。香港の人々は北京政府からの民主主義と自由に対する過度の干渉を理由として反発し、独立を主張するデモ事件が何件もあった。

1949年、新たな中国を建国する前に、国民党と共産党間の国の指導権をめぐる戦いで国民党は敗退し、台湾に撤退した。国民党の蒋介石が台湾で臨時政府を創設し、中華民国という国号を使用して、中国は一国二政府状態になった。だが、指導権争いで勝利した毛沢東は大陸で新たな中国を建国し台湾を侵攻して中国を統一しようとする際、1950年の朝鮮戦争に参加したことで統一の機会を失った。一方、蒋介石も中国大陸を侵攻し、統一する意欲を持っていた。しかし台湾に撤退した際の兵員不足に加えてアメリカからの支持も得られず、侵攻することはできなかった。1972年のニクソン訪中にともない、国際社会で共産党政権が正統な政府として承認され、蒋介石の反攻大陸計画は完全に挫折した。その後、台湾は国民党の李登輝の統治、民進党の陳水扁による政権交代を経験し、独立した国家としての地位の確保を図っていた。現在の台湾は中華民国と言う名称で世界20カ国に承認されているものの、国際的に主権が認められているとは言いがたい。

台湾の人々はスコットランドを前例とする独立のための国民投票を行うことで正統な国家としての地位獲得を望んでいる。この動きに対して中国共産党は台湾問題を武力解決や武力統一するという強硬的な発言を行った。

現状は台湾と中国大陸は国際法上の国と国の関係ではない。台湾は民主政治を実現し、中国大陸は一党支配の独裁政権なので、民主的な台湾や香港がひとつの中国として復帰しても、制度上矛盾があることは否定できない。

なぜ中国政府は建国時に現在の独裁体制を築き上げることを優先したのか? 言い換えると共産党支配とは異なる統治機構を持った香港および台湾に対しては軍事力による制圧以外の案を持ってはいなかったのだろうか。

実は中華民国の時代にアメリカ合衆国を範に採った中華連邦制という構想が存在した。さらに、近年でも、中国連邦制を研究する研究者もいる。嚴家其である。彼は1989年の天安門事件学生運動に際して中国政府から「反革命暴乱」の頭目と見なされ、アメリカに亡命した大陸知識人である。彼によって書かれた『連邦中国構想』は中国には政治体制改革が必要であること、そして民主政治を実現すべきだという主張がなされており、現行の中央集権体制は時代遅れであり、中国の民主的進歩を防げていると指摘した。彼は香港、台湾と大陸は交渉を通じ、政府間協力を高めて連合の特徴がある連邦制を実現し、自由民主主義的な新しい中国の建設を標榜した。

本論文は中国の統一をめぐって、中華民国時代から知識人によるアメリカ型連邦制を踏まえた中華連邦制構想を中国建国初期の政治体制の形成、中国人民の民主化要求、中国政府の対応から検討し、その上で嚴家其の『連邦中国構想』を考察する。むすびでは台湾や香港または中国大陸の人に納得できるような民主政治の可能性を検討してみたい。

第一章 アメリカ型連邦制

中国における連邦制論のモデルとなっているのはアメリカ型の連邦制である。その理由としては歴史上初めて成功した連邦であることや、13の独立した邦(くに)が協議によって連邦政府を置くことになったという経緯に求められるだろう。以下ではアメリカをモデルとした連邦制を概説する。

連邦制国家は複数の政治体、すなわち政府を組み合わせた複合型の国家である。連邦制国家の各構成単位である政府は、単一制国家の地方政府とは異なり、それぞれの政府の地位は等しく、独立な地位にある。機能面から見ると、単一制国家の地方政府は中央政府の目標を実現するための末端に位置する組織であって、連邦制国家を構成する単位の政府とは異なる。連邦制の原則により中央政府と連邦の構成単位となる地方政府は中心と辺境、上位と下位という水準の関係ではなく、中央政府が外交や通貨の発行を一元的に行い、地方政府がその領域内で実行性のある立法権力を持ち、いわば役割分担の関係にある。それぞれの政府は相互に独立し、権力の行使は空間的に制限されている。各構成単位の政府が有する権力も国家主権の一部であり、連邦と異なる次元で統治権力を行使することができる。

もちろん、このような連邦を構成する各地方政府は、国際法に基づく独立した主権国家ではない。連邦は国民全体で構成される恒久的な共同体であり、構成単位の政府によって任意に解消できるものではない。現存している連邦国家の多数は個々に存在したより小規模の政治体を基礎として連合したもの

であるか、政治改革を通して以前の単一制国家を解体し新たに連邦共和国として成立したものである。現在の世界に存在する約200の主権国家の中では、20ほどの連邦制国家があり、人口の総数はほぼ22億人以上を占め、世界の約半分の土地を占めている。その内、領土が最大なのはロシアであり、1700万平方キロメートルを占めている。

連邦制国家には次の3つの特徴がある。

(一) 国家は立法権、行政権、司法権を持ち、最高至上の国家権力を行使する。各連邦構成単位である地方政府も各自の立法権、行政権、司法機関があり、これらは中央政府との間に支配従属関係はない。

(二) 国家は連邦の各構成単位に共通する法律を有する。この前提条件や範囲の下で、連邦の各構成単位は各自の憲法と法律を制定することが許される。

(三) 連邦国家は国際政治の主体であり、外交権は連邦政府に属している。

連邦制国家を構成する時に、各構成単位の政府は各自の権力を連邦政府に委譲すると同時に、それぞれの自治に必要な統治権力が残される。連邦政府は統一権力を行使し、各構成単位の政府は連邦政府の有する権力の行使を制約することが憲法によって規定されている。言い換えれば、連邦政府の権力は各構成単位政府の合意に基づくことが分かる。

アメリカは世界で最初に連邦制を確立した国家である。ドイツ、インド、ブラジル、メキシコといった国家も連邦制を採用している。旧ソ連はここでの分類とはやや異なり、名目上は連邦を実現していたが、実際の統治では連邦制を超えて単一制国家の特徴が現れていた。

本節では中国における連邦制論を理解する準備として、アメリカ型連邦制を概説した。次節では連邦制論の内容に踏み込んでいきたい。

第二章 中国連邦制論の起源

20世紀前半の中華民国時代では、中国の研究者はアメリカの民主共和制を研究した。中華民国の政治体制はアメリカと同様に民主共和制であったが、国家体制は単一制であった。中国は従来、集権型の統治を選好しており、権力分立を望ましくないものと考えていた。それゆえに連邦制は実現されなかった。中国連邦主義は近代以降に数多く生み出された連邦制に関する政治思想のひとつである。現在の連邦主義の主要な目的は、中国統一が実現してからの中国大陸の政治体制を転換し、中国をアメリカのような連邦制の国家に変革することである。この理念は中華民国の発足時から論じられていた。当時の中国大陸では軍閥が群雄割拠しており、連邦制はこの問題を解決する方

法と見なされていた。ただし、当時の研究者は中華連邦制が国家統一の維持を前提にして、地方政府の自治権を完全に保障することが可能であり、さらに言えば、台湾と大陸の分断問題を解決する手段になると考えられていた。統一後の名称として大中華連邦共和国、中華連邦、中華連合共和国、中華連邦共和国などが考えられていた。

中華民国時代、当時の14省は清国政府に対して独立を宣言しながらも、将来の国家構想について意見は一致しておらず、中国の国号さえもそれぞれの意見は異なっていた。その中では、四川、広西、貴州省が独立した時、権力を握っていた張百麟と任可澄は各省を連合させて「大漢連邦民主共和国」を宣言した。その後、各省は章炳麟の「中華民国」いう国号を採用するようになったが、英語名称についての意見は一致をみななかった。

第三章 なぜ人民共和国建国時に連邦制は採用されなかったのか

1949年、中国共産党が大陸全土を支配し、新たな国を作り出したとき、いかにして「人民主権」の概念を統治機構に取り入れるのが課題であった。「人民民主」概念とは毛沢東をはじめとする人民共和国指導者の思想であり、新たな中国政治制度をデザインする基本的な原理であった。

このような基本原理に基づく新たな中国は人民民主主義の理念を掲げ、人民代表大会を制度化し、中国共産党を中心とした多党合作(各党派の連合)と政治協商制度、民族区域自治制度といった特徴をもつ政治制度を確立した。このような政治制度は、すべて1949年9月の中国人民政治合作会議に通過した「建国の方針」や臨時憲法的地位を持つ「中国人民政治協商会議共同文章」(以下、共同文書)が採択された。

なぜ当時この選択がなされたのか、いくつかの理由が挙げられる。

第一節 新たな中国の国家体制：中国化されたマルクス主義¹

国家体制では各社会階級・階層は国家の中に位置づけられた。1949年に共同文書により人民民主独裁を確立した新たな中国国家体制では、中国共産党はマルクス主義のプロレタリアート独裁説と中国の国情が重なり、中国化したマルクス主義を統治原理として創造した。

マルクス・レーニン主義の基本理論とソ連におけるプロレタリアート独裁の実践経験に基づいて、結党されたばかりの中国共産党は、その初期段階において「労働者と農民による専制」を基本方針とした。1931年に江西省瑞金に成立した「中華ソビエト共和国」の実態は労働者と農民独裁の国家であった。労働者と農民による専制は中国に民主政権を建設する過程であり、理

¹ www.china.com 『北京日報』2014年9月29日。

論から実践までの転換を果たすことで中国の歴史上はじめての民主政府を創設するさきがけになった。中国大陸の人口の大半を占め、抑圧と搾取にあえぐ労働者は、ソビエト共和国において「主権者」となった。彼らには選挙権や被選挙権があり、選挙権を通して国家や地方の公職者を選抜し、議論を通じて公的な決定を下す代表を選出することは中国の歴史上では前例のないことであった。

日中戦争の際、形勢の変化と抗日民族統一戦線の要求に基づき、中国共産党は「労働者や農民による民主独裁の主張」を放棄した。そして、プロレタリアートが指導する「いくつかの革命階級連合独裁の共和国」の建設を改めて基本方針とした。1945年に、毛沢東は『連合政府論』を執筆して、「各革命階級連合独裁」を基にして、連合政府の設立を提案した。

新たな中国の建設直前の1948年9月、中央政治局の会議上で毛沢東は人民民主独裁の国家を建設することを明確に提案した。毛は人民民主独裁について次のような説明をした。「すなわち、我々の政権の階級性はプロレタリアートが指導して、労働者や農民の連盟を基礎にするが、労働者や農民だけではなく、ブルジョア民主主義も含まれる人民民主独裁である。」

当時の総理大臣、周恩来は中国がなぜ人民民主独裁を採用するのかについて次のような説明をした。「この制度だけが、国家の権力すべてを人民に帰することができ、各階級は国家政権の中で、全員が自分の地位を持ち、一切の自由や権利を手に入れ、人民民主主義を実現できるのだ。人民民主独裁だけが、中国国内の各民族に平等に連合させ、各民族に国家政権の中で平等な地位を与えることが可能なのである。」

第二節 新たな中国の政治体制：人民代表大会制度

中華人民共和国がなぜ人民代表大会制度²を選択したのか、という論題に関して、劉少奇は次のように述べた。「人民代表大会はブルジョア階級の議会制度やソビエトを研究し、経験を積んだ上で提案されたものである。人民代表大会が新たな中国の政治体制を確立するのは、中国共産党がマルクス主義の歴史経験から比較して、中国人民自身の実践と体験の中での重大な選択であることなのだ。」

ヨーロッパ資本主義国家の議会制を中国共産党の指導者は次のように理解していた。革命後、中国は最初にヨーロッパのブルジョア階級国家を学習し、

三権分立という議会制を実施した結果、すべて政治は国民を騙すうそのものだという理論を発現させるものだ。すなわち政治の腐敗に至る選挙の実施は資本主義議会の錯誤である。よって中国と外国の歴史的経験を比較したうえ

² 中国の立法機関。人民代表大会は日本の国会に相当し、“省級人民代表大会”などの地方各級人民代表大会は地方議会に相当する。

で、中国共産党は、新たな中国の政治体制をヨーロッパのような議会制と三権分立に基づくものとは決してせず、民主集中制の人民代表大会制度を実施すべきだと判断した。

第四章 嚴家其の「連邦中国」構想

第一節：中国政権将来の行方³

① 中国共産党は旧ソ連東ヨーロッパの変化からの経験と教訓を学習して、共産党政権を強固にするという前提にして大幅な改革を実行し、更に共産党を「社会民主主義化」までに変革させる。しかし、中国は「特殊な国情」の為、国内では、中国共産党を代替する力がなく、中国共産党は大陸の政権を掌握し続ける形を採った。

② 中国共産党は国内の矛盾を見過ごせば、大陸の政権を失う。中国共産党が倒れば、中国は軍閥割拠、混戦、チベット、新疆、内モンゴルと台湾の分離と独立にいたって、人口増加もコントロール出来なくなり、物価が暴騰して、中国は混乱し解体するだろう。

③ 共産主義は世界での崩壊に伴ない、中国共産党の一党支配も終了し、中国大陸はだんだん非共産主義的になる。非共産党勢力が中国大陸の政権を掌握すれば、完全的な政治革新を実行し、民主政治は専制独裁を代替し、連邦制が伝統的な中央集権制を代替し、台湾も自由、民主的な基礎で平和統一を実現することが期待できる。そうなると、自由、民主的、連邦制の中国は中国大地で創設されるだろう。

嚴家其による「連邦中国」構想の目的は、国民に将来の中国の行く末に注目させ、検討を引き起こすことである。彼による連邦制構想は、将来の中国の国家構造に合理的、可能的な選択を国民に対して提起する意義がある。

第二節：現在中国政治体制の三つの弊害

①専制主義：中国何千年以来の政治体制の特徴は、立法権、行政権、司法権を分割されず、全ての権力は皇帝一人に集中した。中国共産党は中国大陸の政権を掌握してから、「全国人民代表大会」、「国務院」、「最高法院」を制定して、各機関が立法権、行政権、司法権を分割して行使している。中華人民共和国憲法によって、国家の一切の権力は国民に属す。「人民が国家権力を行使する機関は全国人民代表大会と地方各級人民代表大会」。「全国人民代表大会と各級人民代表大会は民主選挙で採択、人民に責任を担当して、人民監督に受ける」。「国家行政機関、裁判機関、検察機関は人民民主代表大会にて選挙で生まれ、国民に責任を委任して、国民に監督を受ける」。しかし、中国共産党は

³ 『連邦中国構想』の32から35ページ政府の権力範囲から引用。

中国大陸を統治して以来、ついに四十数年が経過し、中国人民は最高権力を長期間に共産党に掌握されてることに気づいた。最高権力者はまず毛沢東、後は鄧小平。毛沢東と鄧小平は中国共産党の一党支配を経て中国大陸の政権をコントロールしている。

実際は憲法で規定された最高国家権力と国家立法権、最高行政権、最高裁判権を行使する各機構は、憲法で権力を認めてはいない機構、すなわち中国共産党政治局に従属している。つまり、一切の全国性に関する重大問題は必ず中国共産党政治局に決定されること。この機関は政府の上の政府になった、と言える。毛沢東と鄧小平の同意がなければ、誰であっても中国共産党政治局に入れない、と決められている。毛沢東と鄧小平は中国共産党政治局を通して立法、行政、司法の最高権力を全てに自分に掌握し、三権分立に反対した。

専制主義の政治制度の中では、政府の権力は人民に帰因しないので、人民は政府に不満があっても、新聞やメディアに通して表明することはできず、さらに選挙で人民に信任できない政府をも失脚させられない。専制統治者は統治を維持するために、世論を制御するするだけではなく、言論の自由と報道の自由と人民からの反乱をも抑圧している。そして一切の専制統治に脅威を与える可能性のある大臣、官僚と将領といった政治指導者層を排除した。最高権力の受継問題をめぐって、残酷な闘争を次々と繰り返している。旧ソ連、東ヨーロッパ、中国、北朝鮮などの一党独裁国家では、党代表大会期間、常には政治運動や政治闘争を起こしている。その原因は党内部の反対派を排除するためである。

②中央集権：中央と地方の関係上、中国大陸体制の特徴は中央集権である。地方の権力は中央から授与されている。中国共産党は政権を奪取後、各省、自治区、直轄市の省長、市長と党の書記はすべてに中国共産党中央書記処の指名を経て、尚且つ中国共産党政治局の同意の上でなれることを定めた。名義上では、このような職務は選挙で選べが、事実上は中央政治局の指名、同意がなければ、候補者として人民代表大会または党代表大会まで検討されることはない。中国共産党は中央軍事委員会を通して軍隊の三大本部（総政治部、総参謀部、総兵站部、七軍区と各省の省軍区）をコントロールしている。中国共産党は軍隊の高度コントロールを通して中国大陸の中央集権制を実質的に支えている。

③全能主義：中国政治体制の三番目の弊害は政治権力が社会生活の中で一切を支配していることである。政府権力の問題は、これが何者にも制限されることがなく、人民の権利は保障されず、いつでも政府からの侵害がある。厳密な戸籍制度は住民の自由移動を制約している形である。1949年後、中国

共産党は財産の私有制を廃止したため、共産党と政府は人民生活の一切をコントロールしている。それによって、人民の言論自由、結社、出版、信仰などの自由も奪われた。「文化大革命」時期の中国は熱情の個人でありその反面、政府政府は思想、言論に対するの高度コントロール、人民の個人生活までの監視は権力全能主義なのである。

第三節：連邦制を創設する必要性

中国政治体制の三大弊害に対して、必ず三つの方面から解決する必要がある。それは専制政治を民主政治に、中央集権制を連邦制に、全能主義の政府を権力制限される政府に代替することである。将来中国の政治体制はきっと民主制的、連邦制と権力制限政府と繋がる体制に変更させていくはずだ。

①連邦制の主要特徴：国家結構。国家結構は中央政府と地方政府または全体と部分の関係性を意味している。国家結構は「単一制」と「複数制」の二種類がある。単一制は中央集権制と地方分権制に分けられる。現在の中国大陸とフランスは中央集権制を実行し、日本は地方分権制を実行している。複数制国家は主に二種類の形式、すなわち連邦制と連合制である。

連邦制はいくつかのメンバーすなわち共和国、邦、州に連合して形成する集権国家である。連邦制は最高の立法機関と行政機関が設置され、統一的な憲法、法律がある。国際関係では、連邦は主体として外交権力を行使する。連邦のメンバーは各自の憲法、法律、各自の立法、行政、司法機関がある。連邦と各メンバー間の権力制限の分断は連邦の憲法に規定される。現在の世界では十か国の連邦制国家があり、アメリカ、ドイツ、スイス、ブラジル、アラブ連邦などである。連邦国家にとって、連邦中央政府は恒常的な権力ではなく、各構成単位から授与される。

第四節 連邦制は地区発展多様性の中国を創造する

中国は幅広い国家であり人口は12億人⁴にのぼる。五十六カ民族の中では、漢民族は92%を占めている。満族、回族、モンゴル族、ウエイグル族、朝鮮族、白族、などの民族人口は百萬人以上を越えている。人口一万人に足りない民族はロシア族などもある。

現在の中国には、相互に依存しない政治的主体が四つ存在している。それは中国大陸、香港、マカオと台湾である。香港とマカオはそれぞれに一九九七年と一九九九年に復帰するが、台湾と大陸は今明確な統一のタイムテーブルがない。一九四九年に国民党政府は台湾に撤退した後に、台湾と大陸は異なる政治制度および経済制度を成立した。1980年代以来、中国大陸の経済改革は国内の不均衡発展になってしまい、広東省、福建省、上海等の経済は急速に発展しつつある一方で、北部は社会主義の計画経済を維持したので、

⁴ 20世紀の1980年代における数値。

南北発展の差異は極端なものであった。中国大陸は財政請負制度を実行し、地方政府は中央に決まった財政収入を上納し、残りの財政収入は地方の支配に用いる。この制度は地方経済の発展を促進した上で、地方経済の多様化に貢献した。しかし、地方政府は北京政府の命令を聞かねばならないため、北京の政策や措置は地方政府の需要とは合致しない。つまり、中央集権は嚴重なまでに地方政府の積極性、主体性と創造的精神を抑制している。

連邦制政府ならば、各地方は各自の状況に基づいて、各自の計画、措置を実行でき、各地方の文化と具体的な条件によって、本地区に適用する政策を採用することができるだろう。

さて、現在では台湾地域で、台湾の将来に関して検討と論争が発生している。台湾の独立問題について、台湾の民衆と大陸人民にとってもっとも有益な解決方法は、中国大陸が民主化する条件を求め、台湾地区では自主発展を保護する、連邦制の方式を採ることが中国の平和統一を実現することだろう。

以下に台湾復帰すべき理由を述べる。

(1) 中国大陸は将来民主化と経済的自由を実現する。

(2) 台湾がもしさらに発展すれば島内は資源不足と市場狭隘の弱点がある。中国大陸は豊かな資源や巨大な市場があるため、台湾と大陸自身の経済発展にとって利益となる可能性がある。

(3) 統一された中国だからこそ、世界の大国になり、大陸の統一は全世界の中国人に有益な、強大的な母国となり有る。

連邦制に属する台湾であれば、台湾人民に自由な発展のための権力を供与されることとなり、経済的に最も繁栄を得られるであろう。

台湾と中国大陸の関係から現状を分析すると三つの可能性がある。

(1) 台湾独立、「モンゴル共和国」のように、中国大陸と完全に分裂する。

(2) 中国大陸政権は台湾独立することを承認しない、武力で解決し、統一以後、武力を使って中国統一集権の国家に建設する。

(3) 台湾、香港、マカオと大陸各地方の独特性を保有する上で平和協商の手段を通して連邦制の中国を建設する。

三つの可能性の中では（三）番目の選択肢が中国の多数派に納得されることだろう。将来、中国共産党政権であろうが非共産党政権であろうが、中国の分裂は許されない。中国は漢民族を主体にする多民族国家なので、将来たとえ非共産党政権が中国を掌握しても、中華民族の民族感情も失われない。いかなる非共産党の政府がもし中国の分裂を主張とすれば、この政権は十二億国民の支持を失うに違いない。

現在の中国は連邦制を採用して各構成単位の統一を維持し、伝統的中國の、中央集権的な「全体的に統一」に代替する。チベット、新疆、広西、内モンゴルなどの少数民族集中地区でも、同時に必ず一党支配のために強まった中

央政権を変更する。連邦制を通して連邦と各構成単位（各メンバー邦、州、省）地区の権力の限界を明確的に定義すべきだ。そうすれば、各民族に各自の特徴を十分に発展させることができるだろう。

第五節 連邦中国の政治体制⁵

現在の中国はいわば分裂状態である。この状況で連邦制を成立すれば、二種類の違う形勢を採ることになる。大陸部から言うと、中央集権状態から連邦に転換する。香港、台湾から言うと、分裂状態から連邦制に転換する。だから、将来中国の連邦は二種類の構成単位に組み合わせられる。連邦制も連合制の特徴がある。

中国大陸現在は直轄市三つ、二十二カ省、自治区五個、総合三十個省級レベルの行政単位がある。

将来の連邦中国は以下のように区分する形になる：

- (1) 各メンバー邦の自主発展に有益であり、邦の区分は政治と軍事的支配のためには、経済区の連絡を断ち切らない。
- (2) 異なる民族の発展に貢献する。
- (3) 異なるメンバー邦間の経済均衡に注意を要すること。
- (4) 歴史問題について、各メンバー邦の境界線を改めて区分とすれば、社会問題に起こらないように注意しなければならない。

香港、台湾、マカオは連邦中国のメンバー邦として、現在の境界線のままで良く、あらかじめ変更する必要はない。

第六節 各メンバー邦の境界線について

連邦中国の大陸部分は「経済区を主にする」原則に基づき設置する。大陸では十一個のメンバー邦（以下は邦）を創設できる。

- (1) 広東省、広西省、福建省、海南省を連合にして、輸出指向の経済区として、邦にする。
- (2) 上海、江蘇省、浙江省を邦にする。
- (3) 東北経済区：吉林省、遼寧省、黒龍省と内モンゴルの東部分を邦にする。
- (4) 河北省、天津、山東省を邦にする。
- (5) 陝西省、山西省、河南省と内モンゴルの西部分を邦にする。
- (6) 湖南省、湖北省、江西省、安徽省を邦にする。
- (7) 甘肅省、青海省、寧夏省を邦にする。
- (8) 雲南省、貴州省、四川省を邦にする。
- (9) チベット邦。
- (10) 新疆邦。

⁵ 『連邦中国構想』の45から47ページ。

(11) 北京特区。

(12) 香港メンバー邦、台湾メンバー邦、マカオメンバー邦、現在の状態で変わらない。

以上のように、中国は合計十四つのメンバー邦を区分けされる。

第七節 連邦中国の議会制⁶

連邦中国の権力構造は権力分立と権力均衡の基本原則に基づいて、議会両院制を設置する必要がある。第一院は各メンバー邦の人口比率によって議員を直接選挙によって選ぶ。第二院はメンバー邦の人口を問わずに、各メンバー邦では同じ人数の議員を選ぶ。各議員は各メンバー邦で自由な投票を通して、直接に選挙で選べ、国民に責任を負う。第一院の議員は四年ごとに選挙を行い、任期は四年とする。第二院の議員は四年ずつに半分を改選し、各メンバー邦の利益を代表することになる。

連邦中国の議員制度では各メンバー邦は各自の憲法、議会を有する。各自の憲法によって一院制または二院制を実行するのは自由である。各メンバー邦の議会体制は各自の憲法により規定される。連邦議会と各メンバー邦の立法権の配分は連邦憲法により規定され、財産、婚姻、遺産、公衆衛生、社会福祉などの立法は各メンバー邦に裁量がある。しかし、連邦は一つの全体として、各メンバー邦の立法権は連邦憲法に制限を受ける。中国は連邦制を実行とすれば、各メンバー邦では邦の各級政府を設置するだけでなく、その上に連邦政府もある。つまり、連邦政府の権力は各メンバー邦より大きいである。連邦政府は権力を行使する時、憲法と法律によって規定される。

第八節 国家の行政管理

(一) 各メンバー邦内部の行政管理は、連邦中央政府に報告する必要はない。各メンバー邦政府は憲法あるいは基本法の規定によって生ずる。すべての権力は各メンバー邦の国民に授与され、邦政府の行政長官は中央政府に任命される必要もない。

(二) 連邦政府と各メンバー邦政府の権力は連邦憲法に規定され、メンバー邦内部の各級政府の権力はメンバー邦憲法、基本法によって規定される。

(三) 連邦政府の各メンバー邦にある機構と各メンバー邦の機構は別々に設置し、連邦政府は各メンバー邦に設置する機構は連邦憲法によって規定され、各メンバー邦では権力行使が制限される。連邦政府に対する各メンバー邦の地方役人には任免権と監督権がない、各メンバー邦内部の行政長官、県長官は如何なる各自の権力を行使しようとも、連邦政府は干渉できない。

⁶ 『連邦中国構想』の51から55ページ。

第九節 分権と均衡⁷

連邦中国の権力について議会、政府と裁判所は三権分立と相互抑制均衡の原則に基づいてを執行する。連邦最高裁判所は司法再審査権を掌握し、連邦議会と各メンバー邦で通した法律は連邦最高裁判所に連邦憲法に合致するかどうか審査する権力を有する。また、連邦中国の憲法原則として、三権分立と抑制均衡以外、軍隊の国有化および非政治化も重視すべきである。党は軍隊を統制しない、最高軍事権はすべて国家元首或は政府首脳に集中掌握する。台湾は地域の特殊性があるため、台湾地区の軍隊は独立させる。連邦制にした中国の将来は、国家元首、政府首脳は現職制を執行して、または、分権と均衡を加えて、国家元首と政府首脳は最高の軍事権力を掌握しても独裁を行ない得ない。

第十節 香港、台湾問題⁸

香港と台湾問題と言えば、香港、マカオ、台湾の経済繁栄、政治の安定、人権、法律などの問題に関する保障を前提にして、中国大陸と統一する。植民地にされた香港、マカオが中国に復帰することと台湾の平和統一問題とは異なる。中国とイギリスは香港問題についてイギリスになされた香港植民地は、一九九七年七月一日から中国政府は香港に対し主権を回復すると一九八四年十二月十九日に共同で声明が出された。その時の中国主席鄧小平は「一国二制度」概念をイギリスに提案した。中国大陸は社会主義制度を続け、香港は資本主義制度を維持する。つまり、香港復帰しても、香港にある社会、経済制度は五十年以内には変わらない。一九九九年十二月に中国政府は同じ手段を採用してマカオの復帰も迎えた。一九九〇年四月四日中国第七界人民代表第三回会議では「香港特別行政区基本法」が通過し、香港は特別行政区となり中国大陸と異なる制度となった。経済制度の方面では、香港は経済自由を有する。個人財産所有権は保障され、市場経済制度を執行する。その時の中国大陸は公有制を主体とする計画経済制度を執行した。二〇世紀八十年代に中国は改革開放を進行し市場経済実施したけど、計画経済モデルは根本的な変化はない。

政治制度の面では、香港は言論、報道、出版、結社の自由がある。そして、この自由は民主制であるイギリス法の保護を受ける。香港人は中国大陸で行われた民主運動を支持し、北京政府における人民民主運動を弾圧する暴行を批判することは香港では合法である。しかし、中国大陸では、たとえ人民は憲法や法律に許可される範囲内で平和に関する講義や中国共産党政府の少数有権者に対する批判、非難をする場合は中国共産党に極めて残酷な形で虐殺され弾圧を受けてしまう。更に、「政府転覆行為」の罪名により逮捕される。

⁷ 『連邦中国構想』の58ページ。

⁸ 『連邦中国』の79から85ページ。

中国大陸には言論の自由、報道の自由、出版の自由、結社の自由または他の政治的自由もない。北京天安門事件が発生したため、一九九〇年年四月四日全国人民代表大会は「香港特別行政区基本法」に「暴乱」と「転覆」に関する問題の条項を増やした。基本法により、香港特別行政区は「国家統一と安全を脅威する暴乱が発生すれば」香港特別行政区政府はこのような行為にコントロール出来ない場合は、全国人民代表大会常務委員会が香港特別行政区は緊急状態になる状況を定めて、中央政府は国内法律を香港で実施することとなる。

香港の「行政長官」は北京の中央政府に直接任命され、基本法第十八条項、二十三条項によって一切の対中央政府の不満や平和講義活動を弾圧する権力を有する。言い換えれば、香港の行政機関や立法機関は香港人民を保護することができない。

第十一節 連邦制と香港基本法憲章

一九八四年の中国とイギリスの連合声明による基本理念は「一国二制度」に基づいて香港問題を解決することである。外交と国防事務は中央政府に管理する以外、香港特別行政区は行政管理権、立法権、独立した司法権と終審権を有する。香港における現行の法律は復帰する前と変わらない。香港特別行政区は復帰する前の社会、経済制度、生活方式、法律に基づき人身の自由、言論、出版、集会、結社、旅行、移動、通信、学術研究、宗教信仰などの権利と自由、個人財産、企業所有権及び外部から投資はすべて法律によって保護される。そして、国際金融取引、自由港、独立関税地区の地位も有する。香港ドルは引き続き流通し、自由兌換を許可される。香港特別行政区は対外国事務を処理する権力をも有する。アメリカでさえ連邦制における各構成単位は貨幣鑄造、紙幣を発行する権力を持たない。

もし将来、中国の一方支配が終焉し、連邦制政府が誕生したとすれば、香港の基本法は連邦制に基づき、中国とイギリスの声明の理念から再び連合が制定される。そうなる場合は、将来の香港基本憲章は以下の原則を考察することができる。

- (一) 連邦とメンバー邦香港の権力制限を明確に規定する。
- (二) 立法会議員と行政長官はすべて直接選挙を行って、選出され、連邦政府は立法会議員と行政長官の立候補者の指名を干渉することができない。
- (三) 香港政府機関の三権分立と抑制均衡
- (四) 人権、公民権と政治権力を保障する。
- (五) 司法の独立。
- (六) 外交、国防以外に、香港憲章裁判所は基本法憲章の全面解釈権を有する。
- (七) 平和の原則により、香港立法会に許可されない場合、連邦軍隊は香

港に進駐する自由はない。

(八) 基本法憲章の通過権、改正権はすべて香港人に掌握される。

マカオはポルトガルの植民地として一九九九年に中国政府に復帰し、将来のマカオも連邦中国のメンバー邦として、あらかじめに連邦原則に基づき基本法憲章を制定する必要がある。

台湾の平和統一問題⁹

これは台湾と香港・マカオの違いであり、香港とマカオは植民地統治を終了し、中国に復帰する問題となるが、台湾は海峡兩岸はいかにして平和に統一するかの問題である。

一九四九年、蒋介石は台湾に撤退して以降、何十年に渡って海峡兩岸では政治、経済、文化の発展には巨大な差異が生じてきた。一九八七年七月十五日に台湾地区における「戒嚴令」を解除した後、台湾と大陸政治の発展は極めて大きな差異を生じる様になった。台湾では、中国国民党の一党支配が終焉し、政党は自由に結成されることになった。台湾地区の最大野党は民主進歩党である。一九八八年一月一日から、台湾地区では新聞が発行され、言論の自由、報道の自由、出版の自由を実現した。経済と政治は解放された。一方で、中国大陸は相変わらず中国共産党一党支配が現実であり、中国同盟民主など八つの民主政党は中国共産党に依存している。共産党の理念は「共産党の指導下の多党協力」を宣言したが、実際には一党支配である。すべての野党、違う政治見解を持つ団体や個人の存在は許されない。中国大陸では、ニュースの検閲が行なわれ、政治の批判や反対意見は許されない。とにかく、現在の中国では二制度ではなく、二つの政権、二つの政府が存在することは事実である。

その時から、台湾海峡兩岸は中国の統一問題を重視し、二〇世紀の八十年代以降、台湾政府と大陸政府の敵意を抑え、中国共産党は「台湾を開放する」とは明言せず、中国国民党も「反攻大陸」を放棄した。この時、海峡兩岸とも平和的な手段を用いて統一する事を目指した。近年では、台湾と大陸の民間交流や経済流通を増やし、大陸は台湾商人の重要な投資場所になり、台湾と大陸の経済は一体化に向かった。それは海峡兩岸を統一する極めて重要な要因である。

鄧小平はそもそも「一国二制度」の方式を通して、統一することを言い出したが、政府対政府の交渉において兩岸政府の意見は一致しなかった。鄧小平は台湾政府と大陸政府は地位的では平等ではなく、北京政府は「中華人民共和国中央政府」であり、台北政府は地方政府と考えた。反対に、台湾方面も、台北政府を「中華民國中央政府」、統治権は台湾地区に制限されているが、中華民國は対中国大陸は統治権を有すると見なした。このように、意見を一

⁹ 『連邦中国』の87から90ページ。

致させることは出来なかった。

現在、海峡海岸では二つの意見が一致している。

(一) 一つ中国の原則を承認すること。

(二) 平和的手段で統一すること。

しかし、台湾でも少数派が「台湾独立」を主張している。中国の反応はもし台湾独立すれば、武力で統一すると言及している。

第十二節 中華民国時代に民主化になる障害

一九一一年に起こった辛亥革命¹⁰は、中国の専制君主制を終わらせ、民主共和制の国家を建設した。しかし、建国後も、武力闘争、独裁政治は相変わらずに中国政治の主要な特徴である。

中国歴史上の各王朝、各時代では、皇帝は生涯在位しており、専制独裁であった。憲法や議会は設置されたことがなく、言論の自由、結社や政党を成立する自由もなかった。しかし、近代では、中国に民主制度を建設しようとした人々は憲法を制定、議会を創設、政党政治の発展に言及した。中華民国時代に、孫中三は君主制を転覆し共和国を建設すると主張した。辛亥革命は清王朝が倒れ、中国の歴史上初めての共和国—中華民国を建設した。

中華民国の初期には、多党が乱立し、同盟会以外も、自由党、社会党、統一党、民国公党、民社、民国公会、共和促進会などの政党が創設された。中華民国の成立以来、十数年の間、中国人は民主主義を感じたことがない。その根本的な原因は国家権力は国民に選出されたの議会に掌握されることではなく、軍閥に握られているからだ。

そして、共産主義の理念は自由民主主義の理念ではない。二十世紀の前半、自由民主主義の理念は中国において宣伝されたものの、中国に民主主義をもたらさなかった。

第五章 中国大陸は国民の民主運動に対する反応

第一節 天安門事件・六・四事件

1989年に北京では学生運動が発生した。この学生運動は四月中旬から六月三日まで続いた。共産党政府の対応は抗議者に対して七週間続けた虐殺だった。学生運動は学生と一般市民によって担われ、人数はおおよそ何万人から、最高で百万人が参加した。スローガンを唱える以外では、彼らは座り込み、跪いて、断食を通して、抗議の意を表した。その結果、北京政府は戒厳令を宣言し、軍隊の武力弾圧を行い、機関銃やライフルなどの武器を人込みに向

¹⁰ 辛亥革命、孫文らが指導したブルジョア民主主義革命。

かって掃射した。「人民解放軍」が戦車を運転して「人民」の体に轢き、高齢者、子供、男性、女性も全部問わず、死者は少なくとも何千人にのぼった。しかし、中国大陸では報道封鎖のため、北京以外の地区では北京で一か月ほど続いた民主運動が虐殺に転化したことを知らなかった。この「国民」に「宣戦」した政府は国民を虐殺した後、世界の国々から非難と制裁を加えられた。

天安門事件のもう一つ重要な背景は一九八六年十二月中旬、安徽省にある中国科学技術大学で「反官僚主義、自由、民主選挙」を求めると叫んだ事である。この抗議は短時間で上海、北京までに広がった。北京政府は学生運動が不法分子に操作され、社会主義を否定しようと非難し、暴乱と見なされた。

学生運動は見識を持つ政治家・胡耀邦主席の失脚を促し、他の共産党内部の方励之、王若望、といった見識があるリーダーも共産党党籍を除名された。この運動は天安門事件が発生した要因と思われる。胡耀邦主席は学生と知識人に同情心を持っていたので、中国共産党の有力者に非難され、胡耀邦は辞任した。インフレーションの発生もあり、胡耀邦主席の死去は更に民主運動の再発を引き起こした。北京の学生からの追悼活動が行われ、数日間にわたって全国的な抗議へと発展した。事件が発生した頃、中国共産党中央政府はこの事件についての対応は意見の一致を見なかった。共産党内部の見識がある政治家と保守派は違う意見を持っていた。『人民日報』は一九八九年四月二十六日に学生運動を「資産階級自由化動乱」とする文書を発表した。一方で、中国共産党中央委員会総書記の趙紫陽が五月四日に五・四談話を発表し、学生運動を肯定し、学生の不満を改善した。

胡耀邦の死去を知らせた後、北京大学、清華大学、または上海のいくつかの大学で壁新聞や、哀悼用の対聯をキャンパスにかけて、しばしば、天安門広場に追悼する学生も現れた。追悼のスローガンはだんだん民主的な要求になった。一九八九年四月十六日、上海復旦大学のある学生は『私たちは、民主主義のために戦う必要がある』と表明した。四月十七日、学生たちは天安門広場に集合し、約五百人はデモを行い、夜になると、数千人にふくれあがった。学生だけではなく、一般市民からの支援もあった。翌日の朝、訳三千人を集合し、人民大会堂で座り込みして、人民代表大会常務委員会の接見を要求し、請願書を渡した。そして、七つの要求を提出した。

- (一) 北京政府は胡耀邦の功罪をあらかじめ評価すること。
- (二) 資産主義自由化の反対を削除し、知識人に対する名誉を回復すること。
- (三) 国家指導者及び家族の年給、一切の収入はすべて国民に公開すること。
- (四) 民間で新聞社の作るは自由、言論自由こと。
- (五) 教育資金を増やし、知識人の待遇改善すること。
- (六) 北京市政府のデモについて十一条条項がある規定を廃除すること。
- (七) 政府の指導者から政府のミスについて、国民に検討し、または、民主

選挙を通して、一部分の指導者を再選すること。

その期間、ある学校は高校学生自治会を成立すること、地方自治や、報道自由を言及した。

北京大学の王丹は「政府の命令を聞く」の北京大学学生会を排除し、王丹を初めの七人がある「北京大学団結会」を結成し太、彼によって「一切の学生運動を指導し、非暴力、抵抗しない、休校を主にする」と提唱した。

しかし、学生運動は北京政府の武力弾圧で失敗した。

天安門事件は中国共産党に重大な影響を与えた。国内政治の面では、国内の民主化が後退し、国際的には経済制裁を受け外交的孤立することになった。

終わりに

民主制であれ連邦制であれ、短期間において中国国内の矛盾を解決することはできない。しかし中国が直面している色々な問題に対して、有利な条件を創造することができる。現在いかにして「中国を連邦制にするのか」を問うとき、三つの方法がある。

(1) 外から推進されること。それはまず、国家間戦争が発生し、共産党政権が壊滅して、新たな政府を作ること。

(2) 何十年に経過し、中国社会がある程度に発展すれば、国民の市民意識が高まり、徐々に民主主義を要求すること。

(3) 社会がある程度発展し、社会発展の需要に満たすために、共産党は党内部から改革し、実質的な野党の創設を許すこと。

現在では、香港人が共産党における愛共産党教育や中国の独裁政権に不満がある。彼らは独立運動を行い、香港の独立を求めている。2015年の雨傘運動については、台湾でも大きな支援があり、「香港の今日は台湾の明日」という恐れを有する。反中国、反大陸、独立を求める運動がしばしば起きている。台湾の各政党と人民は台湾地区の民主化を推進するために努力している。一方で、中国大陸にとって一番重要なのは共産党の「一党支配」を終結し、中国大陸の政治を「多元化」に変えることである。

中国は数千年以来、一度も民主化を果たしたことがない。古代の各王朝、各時代は全て中央主権制を採用した。しかし、現在の国際情勢から見れば、独裁政権はしだいに社会発展の需要と合わなくなっている。中国の民主化を推進するため、国民の努力は不可欠である。数千年の歴史がある専制統治を終焉させるために、軍隊の国家化と非政治化を果たすだけでなく、政党の多元化、政党政治を発展させることも重要である。そうすれば、国民が相互に競争する政党の中から、自分の利益と合致するのを選ぶことができる。中国大陸が一党支配を終焉させれば、台湾や、香港の問題も平和的に解決することができる。戦争や暴力ではなく、選挙と投票を基づき、新たな、本当の共和国を作り、自由、文明、豊かな、民主化した中国は数千年の歴史上一番

強大な時代が到着する。だから、民主化は中国の唯一ありうる行方であると考ええる。

参考文献

邵徳門(1988)『中国政治制度史』吉林出版社。

嚴家其 『天安門一九八九（中華民国七十八年）』台湾連経出版事業会社。

嚴家其(1992)『「連邦中国」構想』台湾連経出版事業会社。

李登輝(1999)『台湾の主張』遠流出版事業株式会社。

譚健 (1988)『中国政治体制改革論』光明日報出版社。

www.china.com 『北京日報』2014年9月29日。